平成２７年7月２４日
生　徒　指　導　部

夏季休業中の生徒心得

夏季休業中は、これまでの学校生活を振り返り、自分の進路目標等が達成できるよう充実した取組ができる大切な時間ですが、ふとした気の緩みから、事故や問題行動等が発生しがちな時期でもあります。そこで、次の生徒心得を守り、健全で有意義な夏休みを過ごしてください。そして、その成果を今後の学校生活に生かしていきましょう。

１　家庭学習・生活について

⑴ 自己の進路実現を目指し、学習計画を立て、確実に実行するとともに、家庭学習の習慣化を図ること。

⑵ 家族の一員としての役割を自覚し、すすんで家事に協力すること。

２　健康・安全について

⑴ 規則正しい生活を心がけ、暴飲・暴食・夜更かし等は慎むこと。また、飲酒・喫煙等は絶対にしないこと。

⑵ 地域住民に迷惑をかけたり、自分勝手な判断で軽はずみな行動は取らないこと。花火をする場合は、迷惑にならない場所や時間を考えるとともに、火事にならないように消火、後始末をしっかり行うこと。また、たき火などの火遊び、花火の再加工や大きな音がする花火はしないこと（爆竹、ロケット花火、クラッカー等）。

⑶ パチンコ店など１８歳未満入場禁止の掲示のある遊技場・娯楽施設には保護者又はそれに代わる成人同伴であっても出入りしないこと（風俗営業法により禁止）。 また、カラオケボックス・マンガ喫茶・インターネットカフェ・ゲームセンター等は、保護者同伴であっても午後１１時以降は出入りしないこと（北海道青少年健全育成条例又は風俗営業法により禁止）。

３　外出・外泊について

⑴ 外出時には、必ず行き先及び帰宅予定時刻を保護者に告げるとともに、午後１０時までには帰宅すること。また、生徒手帳・身分証明書を常に携帯すること。

⑵ 高校生として禁止されている場所や、好ましくない場所には出入りしないこと。

⑶ 原則として、友人宅等では外泊しないこと。やむを得ず外泊しなければならないときには、必ず関係保護者間で連絡を取り合い、保護者の承諾の上で行うこと。

保護者には、深夜（午後１１時から翌朝午前４時）は青少年を外出させないようにする義務が法律（北海道青少年健全育成条例）で定められています。

４　事故防止について

⑴ 「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないために、次のことをしっかり理解すること。

・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

・掲示版等への書き込みは、匿名でも個人が特定されるこがあり、その書き込みが悪質な場合は、犯罪として、警察に検挙される場合もあることを理解する。

・チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。（メールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となる。）

⑵ 水難事故等に遭わないために、次のことをしっかりと守ること。
・河川、海、ダムなどの危険区域への立ち入りはしないこと。
・許可されていない場所での遊泳はしないこと。各市町村単位の遊泳指定区域及び注意事項に従うこと。
・各地区の公営プールを利用する際は、ルールやマナーをしっかり守ること。
・海水浴には一人で行かず、事前に遊泳場所・帰宅時間・同行者について、保護者の承諾を得た上で行うこと。
・旅行・サイクリングは、保護者の承諾を得た上で、学校に旅行届を提出してから行うこと。ただし、ヒッチハイクは行わないこと。
・登山・キャンプ等に参加する場合は、事前に保護者の承諾を得た上で、学校に旅行届を提出するとともに、保護者又はそれに代わる責任のある成人が引率すること。
⑶ 交通事故に遭わないために、次のことをしっかりと守ること。
・交通ルールを守り、自分や他者の命を守るために絶対に事故の被害者・加害者にならぬよう細心の注意を払うこと。特に、自転車のスピードの出し過ぎ、二人乗り等の危険な運転や信号無視、一時停止無視、日没後の無灯火走行は絶対にしないこと。
・保護者以外の車への安易な同乗は、厳に慎むこと。
・原付、自動二輪、普通自動車などの免許は勝手に取得しないこと。
・ローラースケート、スケートボード、インラインスケート（ローラーブレード）、キックスケーター（キックボード）等は駐車場やすべての道路上で使用しないこと。
⑷ 列車による人身事故等の未然防止のため、駅構内の立入禁止区域や線路上には絶対に立ち入らないこと。
⑸ 飲酒・喫煙・万引き・器物損壊・暴力行為・薬物乱用等の違法行為はしないこと。
⑹ 対外行事に参加する場合は、事前に学校に対外行事参加願を提出し、許可を得ること。

５　服装・頭髪等について

⑴ 清楚な服装を心がけること。
⑵ 頭髪の加工、化粧、アクセサリー（ピアスを含む。）、マニキュアなどは行わないこと。

６　アルバイトについて

⑴ アルバイトは、事前にアルバイト許可願を学校に提出し、許可を得てから行い、アルバイト中はアルバイト許可証を常に携帯すること。
⑵ 学業に支障があると判断した場合や、業務内容が危険であると判断したもの、夜間業務や健康管理上又は風紀上好ましくないものについては許可しないこと。

７　休業中の校舎使用について

⑴ 校舎の使用は午前８時から午後５時までとし、午後５時３０分完全下校とすること。
⑵ 部活動以外で登校する場合は、制服を着用し、部活動で登校する場合は、ジャージ等の活動に適した服装でもよいこと。

８　その他

⑴ 友人（同性・異性）との交遊は、高校生として明朗かつ健全であること（夜間の電話や訪問、夜遊びなどはしないこと。）。
⑵ 制服の修繕・整備（破損箇所や極端に短い女子のスカート丈など）や洗濯等をしておくこと。
⑶ 万が一、事故・災害に遭った場合には速やかに学校（0142-24-3021、3022）又は学級担任へ連絡すること。※夏休み後の始業日は、８月１８日（火）です。